



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年 7月13日金曜日 第2385号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... 626

### 告 示

- テクノプラザ愛媛の指定管理者の名称の変更..... 629
- 愛媛県産業情報センターの指定管理者の名称の変更..... 629
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 629
- 大規模小売店舗の廃止の届出..... 629
- 卸売業務の廃止の届出..... 630
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... 630
- 肥料登録有効期間の更新..... 630
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 630
- 公有水面埋立免許（2件）..... 630
- 介護員養成研修事業者の指定..... 631
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 631
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変

- 更の許可申請の概要..... 632
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 633
- 開発行為に関する工事の完了（2件）..... 633
- 道路の区域変更（県道落合久万線）..... 634
- 道路の供用開始（ " ）..... 634

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（4件）..... 634
- 愛媛県大気汚染常時監視システムの借入れ..... 635

### 公安委員会規則

- 愛媛県少年指導委員の活動区域を定める規則の一部を改正する規則..... 636

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第38号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表1（第3条関係）</b> 救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,401,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯</p>	<p><b>別表1（第3条関係）</b> 救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,387,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯</p>

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300
冬季	10月から翌年3月まで	円 28,500	円 36,900	円 51,400	円 60,200	円 75,700	円 10,400

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,400	円 2,400
冬季	10月から翌年3月まで	円 9,100	円 12,000	円 16,800	円 19,900	円 25,300	円 3,300

工 省略

4 医療及び助産

(1) 医療

ア～ウ 省略

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 省略

(2) 省略

5 省略

6 災害にかつた住宅の応急修理

ア 省略

イ 省略

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300
冬季	10月から翌年3月まで	円 28,600	円 37,000	円 51,600	円 60,400	円 75,900	円 10,400

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500	円 2,400
冬季	10月から翌年3月まで	円 9,100	円 12,000	円 16,900	円 20,000	円 25,400	円 3,300

工 省略

4 医療及び助産

(1) 医療

ア～ウ 省略

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等\_\_\_\_\_の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 省略

(2) 省略

5 省略

6 災害にかつた住宅の応急修理

ア 省略

イ 住宅の応急修理の戸数は、市町ごとに住家が半焼又は半壊した世帯の数の3割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町相互間において対象数の融通ができる。

ウ 省略

ウ 省略

エ 省略

7 生業に必要な資金の貸与

ア・イ 省略

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

8・9 省略

10 死体の捜索及び処理

(1) 死体の捜索

ア 死体の捜索は、災害による現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ・ウ 省略

(2) 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

ウ 省略

12 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

(7)~(8) 省略

イ 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,300円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,400円以内

ウ 省略

エ 救急救命士 1人1日当たり14,100円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,600円以内

カ 大工 1人1日当たり15,000円以内

キ 省略

ク とび職 1人1日当たり14,100円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

エ 省略

オ 省略

7 生業に必要な資金の貸与

ア・イ 省略

ウ 生業に必要な資金の貸与の対象世帯数は、市町ごとに全焼、全壊及び流失世帯数の2割5分の範囲内とする。

エ 省略

オ 省略

カ 省略

8・9 省略

10 死体の捜索及び処理

(1) 死体の捜索

ア 死体の捜索は、災害による現に行方不明の状態にあり、かつ四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ・ウ 省略

(2) 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。

ウ 省略

12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

(7)~(8) 省略

イ 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,000円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,500円以内

ウ 省略

エ 救急救命士 1人1日当たり14,200円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,800円以内

カ 大工 1人1日当たり15,500円以内

キ 省略

ク とび職 1人1日当たり14,500円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第899号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第12条第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
テクノプラザ愛媛
- 2 指定管理者の名称

変更前	財団法人えひめ産業振興財団
変更後	公益財団法人えひめ産業振興財団

- 3 変更年月日  
平成24年 4月 1日

○愛媛県告示第900号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第12条第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県産業情報センター
- 2 指定管理者の名称

変更前	財団法人えひめ産業振興財団
変更後	公益財団法人えひめ産業振興財団

- 3 変更年月日  
平成24年 4月 1日

○愛媛県告示第901号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ヴェスタ本町	松山市本町六丁目5番1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社アステイ 代表取締役 細田 信行	株式会社アステイ 代表取締役 木村 祭氏	平成21年 5月11日	平成24年 6月22日

- 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第902号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
ヴェスタ本町	松山市本町六丁目5番1	平成24年 6月28日

○愛媛県告示第903号

愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）第8条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した旨の届出があった。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

廃止年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した取扱品目の部類
	住所又は所在地	氏名又は名称		
平成24年 3月31日	喜多郡内子町内子904番地	有限会社内子青果市場	有限会社内子青果地方卸売市場	青果部

○愛媛県告示第904号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市高田及び八反地地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・正岡地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年 7月17日から 8月13日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第905号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年 7月 27日	愛媛県第1264号	混合有機質肥料	なたねぼかし	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

○愛媛県告示第906号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成24年 7月13日から 7月26日まで

○愛媛県告示第907号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成24年 7月13日

御荘港港湾管理者

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 愛媛県知事 中村時広  
松山市岩崎町一丁目7番7号
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘平城1番8から同1番17までの地先公有水面

イ 区域

次の1点と2点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（C・D・L・+2.23メートル）の陸と公有水面との接する線、2点から4点までを順次直線で結んだ線並びに4点と5点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（C・D・L・+2.23メートル）の陸と公有水面との接する線、5点と6点と1点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町御荘平城1番2地先の長崎7護岸に設置された金属釘）は、北緯32度58分12秒、東経132度32分33秒の地点

- 1点は、基点から真北133度34分05秒46.35メートルの地点
- 2点は、1点から真北133度31分48秒3.00メートルの地点
- 3点は、2点から真北223度31分48秒22.10メートルの地点
- 4点は、3点から真北158度48分31秒85.79メートルの地点
- 5点は、4点から真北222度33分39秒3.34メートルの地点
- 6点は、5点から真北338度48分31秒89.17メートルの地点

ウ 面積

331.60平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘平城1番8から同1番17までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からK点を順次に結んだ線及びK点とA点を結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町御荘平城 1 番 2 地先の長崎 7 護岸に設置された金属鈹）は、北緯32度58分12秒、東経132度32分33秒の地点

- A 点は、基点から真北132度57分58秒21.35メートルの地点
- B 点は、A 点から真北132度49分37秒22.00メートルの地点
- C 点は、B 点から真北43度31分48秒2.49メートルの地点
- D 点は、C 点から真北133度31分48秒9.00メートルの地点
- E 点は、D 点から真北223度31分48秒2.22メートルの地点
- F 点は、E 点から真北133度12分40秒32.79メートルの地点
- G 点は、F 点から真北184度54分35秒66.73メートルの地点
- H 点は、G 点から真北222度33分39秒11.27メートルの地点
- I 点は、H 点から真北132度27分49秒26.12メートルの地点
- J 点は、I 点から真北248度48分31秒81.26メートルの地点
- K 点は、J 点から真北338度48分31秒107.33メートルの地点

ウ 面積

11,728.48平方メートル

3 埋立地の用途

埠頭用地

4 埋立免許年月日

平成24年 7月 4日

○愛媛県告示第908号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成24年 7月13日

御荘港港湾管理者

愛媛県知事 中 村 時 広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 愛南町長 清水雅文

南宇和郡愛南町越田99番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘平城 1 番 8 から同 1 番17までの地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 3 点までを順次直線で結んだ線並びに 3 点と 1 点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（C . D . L . +2.23メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町御荘平城 1 番 2 地先の長崎 7 護岸に設置された金属鈹）は、北緯32度58分12秒、東経132度32分33秒の地点

- 1 点は、基点から真北133度33分56秒49.35メートルの地点
- 2 点は、1 点から真北223度31分48秒22.10メートルの地点
- 3 点は、2 点から真北158度48分31秒85.79メートルの地点

ウ 面積

1,998.53平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘平城 1 番 8 から同 1 番17までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から K 点を順次に結んだ線及び K 点と A 点を結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町御荘平城 1 番 2 地先の長崎 7 護岸に設置された金属鈹）は、北緯32度58分12秒、東経132度32分33秒の地点

- A 点は、基点から真北132度57分58秒21.35メートルの地点
- B 点は、A 点から真北132度49分37秒22.00メートルの地点
- C 点は、B 点から真北43度31分48秒2.49メートルの地点
- D 点は、C 点から真北133度31分48秒9.00メートルの地点
- E 点は、D 点から真北223度31分48秒2.22メートルの地点
- F 点は、E 点から真北133度12分40秒32.79メートルの地点
- G 点は、F 点から真北184度54分35秒66.73メートルの地点
- H 点は、G 点から真北222度33分39秒11.27メートルの地点
- I 点は、H 点から真北132度27分49秒26.12メートルの地点
- J 点は、I 点から真北248度48分31秒81.26メートルの地点
- K 点は、J 点から真北338度48分31秒107.33メートルの地点

ウ 面積

11,728.48平方メートル

3 埋立地の用途

埠頭用地

4 埋立免許年月日

平成24年 7月 4日

○愛媛県告示第909号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成24年 7月13日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
アピリティセンター株式会社	愛媛県新居浜市坂井町二丁目 3 番17号	訪問介護に関する 2 級課程	平成24年 7 月 3 日

○愛媛県告示第910号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・樋の井手②地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年 7月13日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・樋の井手②地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成24年 7月17日から 8月13日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居庁舎

○愛媛県告示第911号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 7月13日

愛媛県四国中央保健所長 竹 内 豊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

オークラ製紙株式会社  
四国中央市寒川町2349番地  
代表取締役 井川 和永

2 事業場の名称及び所在地

オークラ製紙株式会社  
四国中央市寒川町2349番地

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号へ、ト、チ

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、使用方法並びに排出水の汚染状態及び量の変更

5 特定施設に関する事項

(1) 1号抄紙機

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法		ドライヤー寸法 1,211mm×3,030mm	ドライヤー寸法 1,360mm×3,180mm
特定施設の能力		3,000kg/日	5,000kg/日
原材料の種類及び1日当たりの使用量		パルプ、レーヨン、 バインダー 4,500kg/日	パルプ、レーヨン、 バインダー 5,500kg/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 65	通常 70 最大 100
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 55 最大 80	通常 100 最大 130
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	通常 15 最大 30
	全燐（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 400 最大 500	通常 900 最大 1,000

(2) 2号抄紙機

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 110	通常 100 最大 110
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 130	通常 120 最大 130
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	通常 15 最大 30
	全燐（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	通常 1 最大 3
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 630 最大 670	通常 850 最大 950

(3) 3号抄紙機

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		3,000kg/日	3,500kg/日
原材料の種類及び1日当たりの使用量		パルプ、レーヨン、 バインダー 3,500kg/日	パルプ、レーヨン、 バインダー 4,000kg/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 65 最大 110	通常 65 最大 110
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 130	通常 100 最大 130
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	通常 15 最大 30
	全燐（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	通常 1 最大 3
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 700 最大 750	通常 830 最大 920

(4) 6号抄紙機

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法		ドライヤー寸法 1,297mm×2,727mm	ドライヤー寸法 1,400mm×2,743mm
特定施設の能力		3,000kg/日	4,000kg/日
原材料の種類及び1日当たりの使用量		パルプ、レーヨン、 バインダー 3,200kg/日	パルプ、レーヨン、 バインダー 4,500kg/日

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 120	通常 65 最大 120
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 140	通常 100 最大 140
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	通常 15 最大 30
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 800 最大 850	通常 900 最大 1,000	

(5) 1号ピーター

		変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		パルプ、損紙 5,000kg/日	パルプ、レーヨン、 バインダー 5,500kg/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 65	通常 40 最大 65
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 80	通常 55 最大 80
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	通常 15 最大 30
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 400 最大 500	通常 500 最大 600	

6 汚水等の処理施設に関する事項

○愛媛県告示第913号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 7月13日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建(開)第12号 平成24年 7月 2日	伊予郡松前町大字昌農内字柚ノ木397-2	松山市三町三丁目13番3号 ビュアハイツ三町Ⅰ 102号 渡部 竜二

(1) No.1 排水処理施設

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0	通常 6.5~7.2 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 120	通常 39 最大 51	通常 70 最大 120	通常 39 最大 51
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 140	通常 50 最大 70	通常 100 最大 140	通常 50 最大 70
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	通常 最大	通常 15 最大 30	通常 15 最大 30
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	通常 最大	通常 1 最大 3	通常 1 最大 3
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3,200 最大 3,500	通常 3,200 最大 3,500	通常 4,000 最大 4,500	通常 4,000 最大 4,500

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 排水口(工場排水)

変更なし

備考 この他に、生活排水口が1箇所、雨水排水口が8箇所(今回新設)ある。

○愛媛県告示第912号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成24年 7月13日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	木村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地2
"	高木 健次	松山市北梅本町甲774番地3

○愛媛県告示第914号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 7月13日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第13号 平成24年 6月29日	伊予郡松前町大字神崎字四反地929番 2	松山市針田町109番地 9 新日本建設株式会社 代表取締役 井 上 秀 明

○愛媛県告示第915号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町前組1772番	旧	メートル 6.0~21.8	キロメートル 0.086	
		上浮穴郡久万高原町前組1772番 2	新		0.083	

○愛媛県告示第916号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町前組1772番 2	平成24年 7月13日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月26日	NPO法人 T I E S 2 1 えひめ	清 水 泰 彦	松山市持田町3丁目2番22号	この法人は、地域の住民をはじめ自治会や企業、各種団体等と連携し、公園や都市施設の街づくりや管理運営に、住民の意見や参加を促進するための技術支援や参加を行うと共に、公共や様々な組織と協働の理念を持ち、個性あふれる地域文化を育みながら都市施設や緑の創出を目指し、地域住民をはじめ広範な人々に対し、生活の質の向上と心の充実、文化の豊かなまちの創出、ボランティア精神の育成や組織の養成、社会福祉活動などの社会貢献を、実践・普及・調査研究・提言活動を地域住民の参加と協働により、ボランティア精神で実施し、文化の豊かな地域の創出に寄与し協働社会の構築に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月28日	特定非営利活動法人 えひめ高齢者ヘルスプロモーション研究会	三 木 哲 郎	松山市福音寺町533番地206号	この法人は、高齢者の健康を維持・増進するための情報収集、調査研究、知識及び技能の向上、実践及び普及啓発等に関する事業を実施することにより、高齢者の健康増進と自立支援を図るとともに、高齢者自身が生きがいの持てる社会の実現を目指すことを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月29日	特定非営利活動法人 ワークライフ・コラボ	堀 田 真 奈	松山市保免上2丁目5番13号	この法人は、働く人・働こうとする人に対して、ワークライフバランス向上の実現支援に関する事業を行い、能力向上・キャリア形成支援事業、子育てや結婚後のキャリアに関する講演会、座談会、セミナー、相談等の企画開催及び調査・研究事業、機関紙の発行及びホームページの開設による普及啓発事業を行い、同じ目的を持つ多くの個人や企業の意識を高め、連携を図っていくことで、個人・企業の生産性の向上、活性化を増進し、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月 4日	特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット	塩 見 修 身	松山市北梅本町859番地の4	この法人は、消費者としての県民に対して、その利益を擁護するため、消費生活相談や消費生活に関する情報を収集・提供する事業等を実施し、もって県民の消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 7月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県大気汚染常時監視システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
愛媛県大気汚染常時監視システム（設置、調整及び保守サービスを含む）一式
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成25年 1月 1日から 3月31日まで

- (5) 借入場所  
知事が指定する場所
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「レンタル・リース」について平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般

競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県民環境部環境局環境政策課大気・環境評価係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2347

- (2) 入札書の受領期限  
平成24年8月24日（金）午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成24年8月24日（金）午後2時  
愛媛県庁第一別館5階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Atmospheric Environmental Observation System (including installation, adjustments, maintenance services)
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 24 August 2012
- (3) For further information, please contact: Atmosphere & Environmental Assessment Subsection, Environmental Affairs Division, Environmental Bureau, Public affairs and Environmental Department, Ehime prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570, Japan  
TEL +81 89 912 2347

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県少年指導委員の活動区域を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月13日

愛媛県公安委員会委員長 亀岡 マリ子

愛媛県少年指導委員の活動区域を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県少年指導委員の活動区域を定める規則（平成20年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第1項の規定に基づき、 <u>少年指導委員</u> の活動区域を次の表のとおり定める。		少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第1項の規定に基づき、 <u>少年指導員</u> の活動区域を次の表のとおり定める。	
活動地区	活動区域	活動地区	活動区域
省略		省略	
今治地区	今治市のうち東門町五丁目、恵美須町一・二丁目、通町一・二丁目、黄金町一～三丁目、未広町一～三丁目、松本町一～三丁目、旭町一～三丁目、常盤町一～四丁目、片原町一～三丁目、中浜町一～	今治地区	今治市のうち_____恵美須町一・二丁目、通町一・二丁目、黄金町一～三丁目、未広町一～三丁目、松本町一～三丁目、旭町一～三丁目、常盤町一～四丁目、片原町一～三丁目、中浜町一～

	三丁目、本町一～三丁目、風早町一～三丁目、共栄町一～三丁目、栄町一～三丁目、室屋町一～三丁目、米屋町一～三丁目、北宝来町一丁目、大正町一・二丁目、別宮町一丁目及び南大門町一丁目		三丁目、本町一～三丁目、風早町一～三丁目、共栄町一～三丁目、栄町一～三丁目、室屋町一～三丁目、米屋町一～三丁目、北宝来町一丁目、大正町一・二丁目、別宮町一丁目及び南大門町一丁目
城南地区	松山市のうち一番町一～四丁目、二番町一～四丁目、大街道一・二丁目、永木町二丁目、勝山町一丁目、千舟町一～六丁目、三番町一～六丁目、湊町一～六丁目、北立花町、河原町、柳井町一～三丁目、花園町、南堀端町、永代町、南江戸一丁目、大手町二丁目、宮田町及び宮西一丁目	城南地区	松山市のうち一番町一～四丁目、二番町一～四丁目、大街道一・二丁目、永木町二丁目、勝山町一丁目、千舟町一～六丁目、三番町一～六丁目、湊町一～六丁目、北立花町、河原町、柳井町一～三丁目、花園町、南堀端町及び永代町
道後地区	松山市のうち道後樋又、道後北代、道後緑台、道後多幸町、道後喜多町、道後一・二丁目、 ____、道後公園____、道後姫塚、道後湯之町、道後鷺谷町及び道後湯月町	道後地区	松山市のうち____道後緑台、道後多幸町、道後喜多町、道後一・二丁目、南町一丁目、岩崎町一・二丁目、道後公園、上市一・二丁目、道後姫塚、道後湯之町、道後鷺谷町及び道後湯月町
宇和島地区	宇和島市のうち錦町、恵美須町一・二丁目、新町一・二丁目、伊吹町、中央町一・二丁目、丸之内一～五丁目、本町追手一・二丁目及び栄町港一～三丁目	宇和島地区	宇和島市のうち錦町、恵美須町一・二丁目、新町一・二丁目____、中央町一・二丁目、丸之内一～五丁目、本町追手一・二丁目及び栄町港一～三丁目

附 則

この規則は、公布の日から施行する。